

(答申第 9 0 号)

答 申

第 1 審査会の結論

岐阜県警察本部長 (以下「実施機関」という。) が行った、3 件の公文書の存否を明らかにしない非公開決定は、いずれも妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 公文書の公開請求

審査請求人は、岐阜県情報公開条例 (平成 12 年岐阜県条例第 56 号。以下「条例」という。) 第 11 条第 1 項の規定に基づき、平成 22 年 8 月 19 日付けで実施機関に対し、次の各公文書を対象とする 3 件の公開請求を行った。

(1) 公文書非公開決定通知書 (留管第 469 号)

(特定個人が平成 22 年 5 月 10 日付けで公開請求した公文書について、岐阜県警察本部警務部留置管理課が平成 22 年 5 月 26 日に非公開とした決定通知書)

(2) 公文書非公開決定通知書 (留管第 1203 号)

(特定個人が平成 21 年 12 月 14 日付けで公開請求した公文書について、岐阜県警察本部警務部留置管理課が平成 22 年 1 月 4 日に非公開とした決定通知書)

(3) 公文書非公開決定通知書 (第 300 号)

(岐阜県警察本部長が平成 21 年 12 月 25 日に決定した非公開通知書で特定個人に発せられた文書)

(以上 3 件の請求対象である公文書を、以下「本件対象公文書」という。)

2 実施機関の決定

これに対し実施機関は、「公開請求に係る公文書の存否について回答すると、特定個人が警察本部長に公開請求、その請求に対し非公開決定をしたか否かを答えることと同様の結果となるため (条例第 6 条第 1 号に該当) 。」との理由を付して、条例第 9 条に基づく当該公文書の存否を明らかにしない公文書非公開決定 (以下「本件処分」という。) を行い、平成 22 年 9 月 6 日付け広第 528 号、第 529 号及び第 530 号により、審査請求人に通知した。

なお、実施機関は、本件処分に係る決定通知書の備考欄に、自己の個人情報の公開を求めるときは、岐阜県個人情報保護条例 (平成 10 年岐阜県条例第 21 号。以下「個人情報保護条例」という。) に基づく個人情報の開示請求を利用することができる旨を記載している。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、平成 22 年 10 月 14 日付けで、行政不服審査法 (昭和 37 年法律第 160 号) 第 5 条の規定に基づき、実施機関の上級行政庁である岐阜県公安委員会 (以下「諮問庁」という。) に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書において主張する審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

処分庁は公文書公開決定通知書の備考欄で「なお、自己の個人情報の公開請求を求める際は、個人情報保護条例に基づく個人情報の開示請求を利用することができます」と教示しているのであるから、本件3通の公文書を公開したからといって、条例第6条第1号の「公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当しないことは明白である。

このことは、条例第10条に「実施機関は第6条第1号及び前3条の規定の解釈に当たっては、個人情報保護条例第7条が規定する個人情報に係る提供の制限の趣旨に反することのないようにしなければならない」と規定されていることから明らかである

第4 諮問庁の主張

諮問庁が公開決定等理由説明書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

1 本件対象公文書について

審査請求人が求める対象公文書は、いずれも、特定個人である審査請求人本人が行ったとする公文書公開請求に対して、警察本部長が非公開とした公文書非公開決定通知書である。

2 本件処分について

実施機関が本件処分を行った理由は、次のとおりである。

(1) 個人情報該当性について

特定個人が警察本部長に対して公文書の公開請求を行い、その請求に対して非公開決定がなされたか否かという事実行為は、特定の個人を識別することができるものであり、条例第6条第1号に規定する非公開情報に該当する。

本件において、審査請求人は、いわゆる自己情報の公開請求を行っているものと解されるが、条例は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず請求を認めていることから、本人から本人に関する情報の公開請求があった場合にも、特定の個人が識別される情報であれば、条例第6条第1号ただし書に該当しない限り、非公開となる。

(2) 存否応答拒否について

本件のように特定の個人を指定した公文書公開請求において、対象となる公文書が存在しているか否かを答えることは、当該個人が警察本部長に対して公文書の公開請求を行い、その請求に対して非公開決定がなされたか否かという事実の有無を答えることと同様の結果を生じさせ、これは条例第6条第1号で規定する非公開情報を公開することとなるため、条例第9条に基づき対象となる公文書の存否についても回答することはできない。

(3) 個人情報の開示請求を教示したことについて

処分庁は、自己の個人情報の開示を求める場合には、個人情報保護条例による開示の請求を利用できる旨の制度上の教示をしたものであって、対象となる公文書の存在を認めたくて個人情報の開示請求を教示したものではない。

また、そもそも当該教示をもって個人の権利利益を害するおそれがない等とする主張を考慮する条例上の規定は認められず、よって、本件処分に影響を与えるものではない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件公開請求の趣旨等について

審査請求人の3件の公開請求の趣旨は、特定個人である審査請求人本人が行った公文書公開請求に対してなされた公文書非公開決定通知書の公開を求めるものと認められた。

2 本件処分に係る具体的な判断について

審査請求人は、本件対象公文書の存否を答えることで明らかになる情報は条例第6条第1号に規定する非公開事由に該当せず、よって実施機関が条例第9条に基づき行った公文書の存否を明らかにしない非公開決定は不当である旨主張しているの、条例第6条第1号の該当性及び存否応答拒否の妥当性について、以下のとおり判断する。

(1) 条例第6条第1号該当性について

条例第6条第1号は、非公開情報について「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定している。

実施機関は、本件対象公文書の存否を答えることで明らかになる、特定個人が公文書の公開請求を行い、その請求に対して非公開決定がなされたか否かという事実は、「特定の個人を識別することができるもの」であるとしている。一方、審査請求人は、条例第10条及び実施機関からの個人情報開示請求の教示を根拠として、本件対象公文書は「公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」には該当しないと主張するが、「特定の個人を識別することができるもの」に該当しないことについては述べていない。

これらについて、当審査会で検討した結果、特定個人が公文書の公開請求を行い、その請求に対して非公開決定がなされたか否かという事実行為は、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

なお、審査請求人が条例第6条第1号に該当しない根拠として主張する条例第10条は、「実施機関は、第6条第1号及び前3条の規定の解釈に当たっては、個人情報保護条例第7条が規定する個人情報に係る提供の制限の趣旨に反することのないようにしなければならない。」と規定するものである。この個人情報保護条例第7条は、個人情報の取扱事務目的以外での外部提供を原則として禁止する規定であるから、これをもって本件対象公文書が条例第6条第1号に該当しないことの根拠にはなり得ない。

更に、実施機関が行った個人情報開示請求の教示については、請求内容が自己情報の公開請求を行っているものと解されたことから、個人情報保護条例に基づく開示請求を利用できる旨の制度上の教示をしたものと認められ、本件教示が本件対象公文書の存在を認めたとうえでなされたものであるとはいえない。

これらのことから、本件対象公文書の存否を答えることで明らかになる情報は条例第6条第1号に該当すると認められる。

(2) 存否応答拒否の妥当性について

本件のように特定の個人を指定した公文書公開請求において、対象となる公文書が存在しているか否かを答えることは、当該個人が警察本部長に対して公文書の公開請求を行い、その請求に対して非公開決定がなされたか否かという事実の有無を答えることと同様の結果を生じさせ、これは条例第6条第1号で規定する非公開情報を公開することとなる。

したがって、条例第9条に基づき本件公開請求を拒否した実施機関の決定には相当の理由

があると認められる。

3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審査を行った。

	審 査 の 経 過
平成22年10月21日	・ 諮問庁から諮問を受けた。
平成22年11月11日	・ 諮問庁から公開決定等理由説明書を受領した。
平成22年11月15日	・ 審査請求人に公開決定等理由説明書を送付した。
平成22年12月24日 (第94回審査会)	・ 諮問事案の審議を行った。 ・ 諮問庁から口頭意見陳述を受けた。
平成23年1月19日 (第95回審査会)	・ 諮問事案の審議を行った。

(参考) 岐阜県情報公開審査会委員

役 職 名	氏 名	職 業 等	備 考
	粟津 明博	朝日大学法学部教授	
	桑原 一男	行政書士	
	小森 正悟	弁護士	
	三井 怜子	岐阜県商工会女性部連合会理事	
会 長	森川 幸江	弁護士	

(五十音順)